

論 説

ストック・オプション課税についての一考察

—— 法人税法の損金性と所得税法での課税との連動を中心として ——

前田謙二
(会社員)

目 次

はじめに

I 法人税法54条の規定内容

- 1 法人税法54条の形式的意味
- 2 法人税法54条の実質的意味
- 3 スtock・オプション発行法人のストック・オプション費用損金算入根拠の整理
- 4 その他検討すべき法人税法54条のポイント

II 法人税法の損金性と所得税法での課税を連動させる合理性

- 1 税法の原則的な考え方
- 2 法人税法と所得税法が連動しない具体例
- 3 租税回避防止規定における考え方

III スtock・オプション費用の帰属問題（子会社への費用付替え）

- 1 企業会計基準における取扱い
- 2 法人税法における間接的役務提供の対価の整理

- 3 親会社ストック・オプションに係る子会社への費用付替えの課税関係

IV 法人税法54条における所得税法の課税関係との連動の妥当性

- 1 法人税法の損金算入額と所得税法での収入金額との相違
- 2 スtock・オプション被付与者の給与等課税事由の規定
- 3 スtock・オプション発行法人（親会社）が子会社の従業員に税制適格ストック・オプションを付与し、ストック・オプション費用を子会社に費用付替えする場合
- 4 スtock・オプションにおける所得税法での権利行使時課税の根拠

結語

はじめに

ストック・オプション（新株予約権）の課税に関しては、その被付与者の所得税課税が注目され、その所得種類（給与所得、雑所得又は一時所得）やその課税時期が主に議論されてきた。これらの議論に対して、最判平成17年1月25日民集59巻1号64頁では、外国親会社から、その子会社である内国法人の役員に付与された、ストック・オプションによる

所得について、権利行使時の当該株式の時価と権利行使価額（払込金額）との差額が、給与所得とされた。この判決により、ストック・オプションの被付与者の所得税課税に関しての解釈論は決着したが、ストック・オプションの付与者（発行法人）の課税関係はあまり注目されなかった。これは、この判決当時では、法人税法上ストック・オプションの発行は資本等取引とされ、発行法人でのストック・オプション費用の損金算入の問題が生じ

なかったためと考えられる。

平成17年における企業会計基準や会社法の改正により、ストック・オプション発行人でストック・オプション費用が認識されることになった。税制においても平成18年度改正で、ストック・オプション費用の損金算入に関する規定である法人税法54条（「新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等」）が導入され、ストック・オプション費用の損金算入が行われるようになった。法人税法54条では、個人の役務の提供の対価であるストック・オプション費用が、ストック・オプション被付与者の給与所得等の所得税課税を契機として、損金算入が認められることになる。このことから、ストック・オプション費用における法人税法での損金算入が、ある意味、

所得税法の課税と連動する構造になる⁽¹⁾。

ストック・オプション（以下見出しや引用文を除き「SO」という）に関する課税関係には多様な論点があるが⁽²⁾、本稿はSO発行人におけるSO費用の損金算入に着目して⁽³⁾、このような法人税法における損金性が所得税法と連動する規定の合理性や妥当性を検討対象とする。本稿では、まず法人税法54条の規定内容を確認し、SOにおける取扱いの法人税法と所得税法との連動性に関する理論的合理性や、親子会社間でのSO費用の付替えの問題を含めてその妥当性を検討し、法人税法54条の問題点を明らかにした後に、その解決の方向性を示したい。

なお、SOに関しては、その法的性格（会社法の根拠法令等）、発行形態（時価発行、時価

(1) 谷口勢津夫『税法基本講義（第5版）』（弘文堂、2016）441頁では、法人税法54条に関して、「法人が個人（役員・従業員）から役務の提供を受ける場合、それに対して何らかの対価を支払うべき債務を負う。この場合、その対価が自己の新株予約権であるときでも、その役務対価費用は役務提供の完了時に計上すべきである（括弧書省略）。しかし、新株予約権の付与を受けた個人の側では、権利行使時（所税36条、同令84条）、または適格ストック・オプションについては取得株式譲渡時（税特措29条の2）、に所得税が課税される。所得税と法人税とを『総合』して考えた場合には、役務提供完了時に損金算入をすると、損金計上が先行して事実上の課税繰延べを帰結することになる。このことを考慮して、法人税法54条1項は、個人において所得税法上給与所得その他の勤労性の所得として課税される場合に限り、その給与等課税事由が発生する時点で、役務提供費用の損金算入を認めることにしたのである。」とされている。

(2) SOに関する論点として、所得分類・課税時期・公正価値評価をはじめとする解釈適用上の問題・会社側の税務処理と被付与者側の課税との相互関係、SO課税の国際的側面、新株予約権が人的役務に対する報酬以外の目的で用いられる場合との比

較、が例として挙げられている（増井良啓「ストック・オプションと所得課税」日税研論集57巻（2006）98頁参照）。また、本庄資「日本のストックオプション裁判の忘れ物—外国親会社から日本子会社の役員に付与されたストックオプションの国際課税問題について」税務弘報53巻4号（2005）157-158頁では、「日本のストック・オプション裁判と国内税法学者の評釈にみられるストック・オプション問題の矮小化に幻惑されるべきでなく、多国籍企業グループ内の米国親会社から日本子会社役員へのストック・オプションに対する本来の国際課税問題（例えば米国親会社から日本子会社への所得移転の有無、その裏で行われる親会社コストの子会社への請求（コスト配賦）の有無、子会社における親会社コストの損金計上の有無、その場合の金額の適正化、親会社からのストック・オプションにより子会社が給付すべき役員報酬の節約相当額の収益計上の有無、その場合の金額の適正化など）に取り組むべきであろう。」との指摘もあり、その他として、事業税の外形標準課税における付加価値額の計算において、SO費用が「報酬給与額」（「雇用安定控除」も同様）に含まれるのかという点なども考えられよう。

以下の有償発行及び無償発行等)や条件(譲渡制限の有無等)によって課税関係が異なるので、SO発行法人のSO費用の損金算入を検討する場合に前提条件を設定しないと、議論が収斂しない。そこで、本稿では、原則として、SO発行法人が、自社及び子会社等の役員や従業員等への報酬として、SO費用の損金算入規定である法人税法54条の要件を満たすSOを発行することを前提としたい⁽⁴⁾。また、本稿では現行の企業会計基準や会社法におけるSOの会計処理は、法人税法22条4項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」(以下「公正処理基準」という)であるとし、復興特別税に関する規定は無視し、租税条約は考慮せず、国内法(移転価格税制を除く)⁽⁵⁾に関し

て検討するに留めることにする。

I 法人税法54条の規定内容

最初に、法人税法54条の規定の立法趣旨等を確認しておこう。

財務省『ファイナンス別冊 平成18年度税制改正の解説』(大蔵財務協会、2006)344頁では、新株予約権を対価とする費用等の制度創設の背景として、次のような説明がなされている。

ストック・オプションの付与時の法律・企業会計上の処理としては、旧商法では労務出資規制との関係上、無償による新株予約権の発行として整理され、企業会計上は特に処理を明示しておらず、法人税法上も

(3) 先行研究として、米国のような巨額のSOを見据えて、国家の歳入の確保などを目的に、法人税法54条でSO費用が損金算入される場合でも、租税特別措置法でその損金を損金不算入にする(又は損金算入の上限を設ける)ことを提案するもの(庄司一也「ストック・オプションに関する損金算入規定(改正法人税法第54条)の問題点—租税特別措置法による損金算入制限を念頭に—」国士館大学大学院政経論集10号(2007)89頁以降参照)や企業会計基準がSO費用認識を必要とした根拠が脆弱であり、SOが付与される企業の報酬体系の変更の一環として、既存の金銭報酬の全部又は一部を代替するものとしてSOが採用される場合に限り、SO費用を報酬費用として損金算入することを提案するもの(醍醐聰「ストック・オプションの費用認識と損金算入の要件(上)」税大ジャーナル12(2009)1頁以降、醍醐聰「ストック・オプションの費用認識と損金算入の要件(下)」税大ジャーナル13(2010)43頁以降参照)や、また米国のSOに関して、租税制度・会計制度・資本市場の関連などを踏まえ、個人所得税と法人所得税という両方の視点から検討したもの(関口智『現代アメリカ連邦税制 付加価値税なき国家の租税構造』(東京大学出版会、2015)171-210頁参照)、SOを日米の会計・税法から考察したもの(田中敏行「日米

のストック・オプションにおける会計・税務数値差異と課税問題(1)」税務弘報63巻3号(2015)70頁以降参照)などがある。

(4) 厳密には、原則として、自社及び子会社等の役員や従業員等への報酬として(上場会社等でその会社が発行するSOの時価の算定が可能で、SOの権利行使時の払込みに代えて、SOの発行法人に対する役務の提供の対価として役務提供に生ずる債権をもって、SOに係る新株発行の払込金額と相殺する旨の株主総会の決議がある)、SO(付与時の時価以上の行使価額の設定があり、数年後に権利行使が可能になる)を付与する場合に、その役務の提供の対価として(組織再編に関連せず)、権利行使時まで譲渡制限等のあるSO(自己株式の交付ではなく新株発行)を無償で付与する場合(会社238条)を前提としたい。

(5) 会計上のSO費用処理の妥当性の問題及び外国親会社が内国法人子会社の役員等にSOを付与する場合の親会社から子会社への費用請求に係る移転価格税制の問題やSO被付与者が海外勤務になる場合に生じる二重課税の救済問題のような国際的な課税問題も生じるが、本稿において、このような前提条件を置くことで、これらの点に関して直接的に検討は行わない。

特段の規定は存在しませんでした。

そのような中で企業会計では、新株予約権のストック・オプションとしての利用が活発化し、海外におけるストック・オプション等の会計基準の整備がされつつあったことから、企業会計基準委員会において平成14年5月にストック・オプション等専門委員会を設置して会計基準及び適用指針の開発を進め、平成17年12月に「ストック・オプション等に関する会計基準」及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用方針」を公表しました。上記会計基準においては、ストック・オプションがその付与日における価値を前提として、サービスの対価として用いていると考えられることを前提に、ストック・オプションの付与日における公正な評価額を付与日から権利確定日までの期間にわたって費用計上することとされました。

会社法では、新株予約権と引換えにする金銭の払込みに代えて役務の提供により発生する報酬債権で相殺するという法律構成をとることによって、労務出資規制との関係を解決し、会計上費用計上するに当たっての対応が図られています。

税制では、ストック・オプションの付与を受けた者の所得税法上の課税は、権利行使時に払込金額と取得した株式の時価との差額については給与所得等として課税されるのを原則としつつ（所法36、所令84）、いわゆる税制適格ストック・オプション（措法29の2）に該当するものについては、付与時及び権利行使時には課税されず、権利行使により取得した株式を譲渡した時に譲渡所得として課税されることとされています。

1 法人税法54条の形式的意味

法人税法54条は、法人税法22条3項の「別段の定め」と位置づけられ、企業会計基準や会社法の改正を背景に、導入されたものである。そこで、法人税法54条の規定を検討する前に、SOに係る公正処理基準（法税22条4項）である企業会計基準や会社法での取扱いを確認し、その後法人税法54条の規定の内容を確認する。

(1) 企業会計基準の規定

2001年（平成13年）米国での「エンロン事件」等を受けて簿外取引が着目され、それまで資本取引であったSO発行に関しても、SO費用として損益計算書に認識すべきとの議論が行われ、国際財務報告基準（IFRS）や米国の財務会計基準審議会（FASB）でSO費用を損益計算書に計上するように会計基準が改正された⁽⁶⁾。

このような国際的な会計基準の変更の流れを受けて、平成17年12月に、企業会計基準委員会から、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」⁽⁷⁾及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」⁽⁸⁾が公表された。これらの企業会計基準は、①企業がそ

(6) 引地夏奈子「ストック・オプション会計を巡る理論的・制度的研究」（関西学院大学博士（商学）論文甲第337号、2010）26-29、47-49頁（関西学院大学リポジトリ（<http://kgur.kwansei.ac.jp/dspace/handle/10236/6886> [最終確認日：2016年3月14日現在]））など参照。

(7) 企業会計基準委員会HP（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/stockop/stockop_s2.pdf [最終確認日：2016年3月14日現在]）参照。

の従業員等に対してSOを付与する取引や、
②企業が財貨又はサービスの取得において、対価としてSOを付与する場合など（企業会計基準第8号3(1)(2)のSO発行人の会計処理等の取扱いを定めたものである。

企業会計基準第8号4, 5, 6, 8などによれば、原則として、SO発行人が従業員等から取得するサービスの対価に対する各会計期間における費用計上額は、SO付与時におけるSOの公正な評価額（ブラック・ショールズ式等から算出（企業会計基準適用指針第11号2）のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき、当期に発生したと認められるものが費用となる⁽⁹⁾。また、SO発行人は、SO付与時の公正な評価額をSOの権利の行使までの間、貸借対照表の純資産の部に「新株予約権」として計上する。そして、SOが権利行使され、新株が発行された場合には、新株予約権は当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替えられることになる⁽¹⁰⁾。

(2) 会社法の規定

平成17年改正前の商法では、株式会社に対して金銭以外の財産による出資（労務出資など）は認められておらず、SOの発行は反対給付を伴わない取引とされ、新株予約権の有利発行として、株主総会の特別決議が必要とされていた。しかし、会社法246条2項において、「新株予約権者は、株式会社の承諾を得て、同項の規定による払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付し、又は当該株式会社に対する債権をもって相殺することができる。」と規定し、役員や従業員等の役務の提供の対価である「報酬債権」との相殺で新株予約権の払込みとすることができることになった⁽¹¹⁾。また、新株予約権の付与は、新株予約権の発行規制のほか、会社法361条1項1号及び3号の報酬等のうち額が確定しているもので、かつ、金銭でない報酬等の支払としての規制を受ける。つまり、役員等に対する職務の対価として付与されたSOも会社法361条1項で「取締役の報酬、賞与その

(8) 企業会計基準委員会 HP (https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/stockop2/stockop2.pdf [最終確認日：2016年3月14日現在]) 参照。

(9) 未公開会社がSOの発行人の場合には、SOの公正な評価額の算定において、本源的価値（自社株式の評価額と行使価格との差額）でよいという簡便的な方法も規定されている（企業会計基準第8号13参照）。また、SO発行人が取得した財貨やサービスの取得価額は、原則として、SO付与時のSOの公正な価額で評価されるが、取得した財貨又はサービスの公正な評価額の方が、より高い信頼性をもって測定可能な場合は、その評価額で算定するという規定もある（企業会計基準第8号14(2)参照）。

(10) SO権利行使期限を超えた場合など、SOが失効した場合には、「新株予約権として計上した額（第

4項）のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。」（企業会計基準第8号9）とされている。

(11) SO発行人への払込義務とSOによる報酬債権等を相殺することで払込みとされ、SOは有利発行ではなく（神田秀樹『会社法（第17版）』（弘文堂、2015）166頁参照）、また、払込金額を無償として公正発行する場合でも（子会社等の役職員に付与する場合等で、直接雇用契約等がないため、報酬債権と払込義務の相殺という法律構成をとることが困難な場合など）、労働意欲の向上その他の効果が得られると考えられるのであれば、新株予約権に係る適正な便益を受領しているものと評価でき、有利発行に当たらないという解釈がある（郡谷大輔編著ほか『会社法の計算詳解（第2版）』（中央経済社、2008）267-268頁参照）。

他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において『報酬等』という。）として各年度の「報酬等」と整理された¹²⁾。これらの規定により、SOに対する発行法人のSO費用の処理は、企業会計基準との整合性をとる形で整備され、企業会計基準での処理が会社法上も矛盾なく、行えることになっている。

SO発行法人は、現金で賞与を役員等に支給する場合には、自社の資産が減少するが、従前（平成17年改正前商法）のSO発行やその新株の交付は、無償の第三者割当増資という取引であり、既存株主の保有株式の資産価値が減少することになっても、SO発行法人自体の資産に変動はなかった。よって、従前は資金調達の面からみれば、SO発行等は株主が自己の負担で投資先法人の役員等にインセンティブを与え、彼らの活躍により投資先法人の株価が上昇することを期待するという枠組みであった。

これに対して、現行会社法では、SO発行法人は、役員等の役務の提供の対価（債務の弁済）として、金銭の代わりにSOを交付することとされた。これは、当該債務等での払込金額と新株の時価が同一という前提で、①SO発行法人が現金で当該債務を支払い、②その後、新株の払込みとして同額の現金を受領すると整理でき、①の損益取引と②の資本の払込み（資本取引）として整理されたことになる。なお、このような会社法の取扱いを踏まえると、SO被付与者の役務提供に対するSOによる報酬等は、その役務提供完了時にSO発行法人とSO被付与者との債権債務として成立（相殺適状）していると考えられる。

(3) 法人税法54条の規定

SO発行法人は、「個人¹³⁾」からの役務提供に対する対価を、SO被付与者側で給与課税等が生じたときに当該役務提供を受けたものとして（法税54条1項）、損金算入する構造になっている¹⁴⁾。この規定は、文言上SO発行法人が、SO被付与者の役務提供による対価であるSO費用を、いつ損金算入できるのか（損金の帰属年度）、を規定した特例と解釈できる。

〈法人税法54条1項〉

内国法人が、個人から役務の提供を受けられる場合において、当該役務の提供に係る費用の額につきその対価として新株予約権（当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権を当該新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきものに限る。）を発行したとき（括弧書省略）は、当該個人において当該役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額¹⁵⁾に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。

このように、法人税法54条でSO費用の損金算入を繰り延べた趣旨に関して、財務省『ファイナンス別冊 平成18年度税制改正の解

12) 神田・前掲注(1)166頁、江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』（有斐閣、2015）451頁、群谷大輔監修『会社法関係法務省令 逐条実務詳解』（清文社、2006）489頁〔武井洋一〕参照。

13) 通常、税法条文では、「個人」という用語は、「居住者」と「非居住者」を含めた概念として使用される。

説』(大蔵財務協会, 2006) 344-345頁では、「これらの状況を踏まえ法人税法では、従業員等から役務の提供を受けているのであれば、それに対し法人は何らかの対価を支払うべき債務を負うのであるから、その対価が自己の新株予約権である場合にも基本的には損金性があることとなります。しかしながら、新株予約権の交付を受けた者において所得税課税される時点が、支給時ではなく権利行使時や譲渡時に繰り延べられており、かつ、譲渡時に課税される場合には低率の分離課税であることなどを考慮すると、原則どおり役務提供

完了時に費用計上することとするのは必ずしも適当ではありません。すなわち、役務提供完了時に損金算入すると、所得税と法人税とを総合して考えた場合に、損金算入が先行して事実上の課税の繰延になること、さらに所得税が低率の課税であるときに法人税が全額損金算入すると課税ベースを縮小させる結果になることから、従業員等において所得税法上の給与所得その他の勤労性の所得として課税される場合に限り、その課税される事由が発生する時点で損金算入を認めることとされたものです。」(下線筆者)とされている⁹⁴。

(14) このようにSO費用は法税54条で損金算入可能としても、その他の法人税法の規定で別途損金不算入を判断することになる(武田昌輔編著『DHCコンメンタル法人税法』(第一法規, 加除式) 3447の39頁(注)参照)。その他の法人税法の規定とは、具体的には、SO被付与者が役員等の場合は、主に不相当に高額な役員給与の損金不算入(法税34条2項及び法税令70条1号イ)、不相当に高額な役員退職給与の損金不算入(法税34条2項及び法税令70条2号)となり、使用人の場合には、主に特殊関係使用人の不相当に高額な給与の損金不算入(法税36条)となると考えられる。また、SO被付与者が取引先の場合(SOに係る所得が取引先の事業所得又は雑所得となる)には、主に役務の提供の対価以上に新株予約権を付与した場合の寄附金の損金不算入(法税37条1項及び7項)、又は役務の提供の対価として新株予約権が交際費等に該当する場合の交際費等の損金不算入(税特措61条の4第1項及び3項)などが該当すると考えられる。

法税34条1項における役員給与の損金不算入の規定では、「内国法人がその役員に対して支給する給与(退職給与及び第五十四条第一項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する新株予約権によるもの……を除く。……)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」とされ、法税54条1項の新株予約権に係るSO費用は、定期

同額給与又は事前確定給与の判定(法税34条1項)からは除かれており、SO発行費用は、法税34条1項の規定にかかわらず、SO発行法人で損金算入できる。なお、与党の平成28年度税制改正大綱では、SOだけでなく一定の役員給与として付与された譲渡制限付株式も事前届出不要にする見直し示されている(「平成28年度税制改正大綱」(自由民主党・公明党, 2015) 74頁; 自民党HP (http://jimmin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/131061_1.pdf [最終確認日: 2016年3月14日現在])参照)。

(15) 「給与所得その他政令で定める所得の金額」とは、給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得(法税令111条の2第1項)とされ、勤労性所得のみが対象であり、従業員や役員だけでなく、弁護士、税理士、得意先等であっても、対象となり得るとされ、「給与等課税事由が生じた日」とは、所税令84条の規定により、通常は権利行使日になる(武田・前掲注⑭3447の44頁参照)。

(16) SOが最も盛んである米国では、一定の条件を満たした税制適格SOに関して、SOの権利行使時にSO被付与者には所得が生じず、SO発行法人はSO費用を損金算入できない(IRC § 421(a))。これに対して、税制非適格SOに関して、SO権利行使時にSO被付与者はSO時価から権利行使価額を控除した金額を収入金額とされ(IRC § 83(a))、SO発行法人はその収入金額を損金に算入できる(IRC § 83(h))。ただ、SO発行法人が上場会社等の場合は、特定の役員に関する報酬は年間\$ 1 millionまでしか損金算入は認められない(IRC § 162(m))。

(4) 法人税法54条の形式的意味

法人税法54条の条文構成において、1項はSOに関する役務提供費用（株式報酬）における帰属年度の特例のように読める。つまり、法人に対する個人の役務の提供の対価として支払うSO費用¹⁷⁾に関して、その役務提供は給与等課税事由が生じた日¹⁸⁾に役務提供があったとされ、役務提供の時期に係る別段の定めが規定されている。給与等課税事由が生じなければ、役務提供自体がないことになり、このように給与等課税事由が生じない場合は、2項で損金の額に算入しないと確認されている¹⁹⁾。法人税法54条をその文言どおりにとらえれば、SO発行人がSO費用を損金算入できるのは、給与等課税事由が生じた時になると読み、損金算入の時期を繰り延べる規定のように読める。

なお、役務の提供の対価としてSOを付与する場合に、給与等課税事由が生じない典型例は、租税特別措置法29条の2で規定されたSO（以下「税制適格SO」という）の場合である。

2 法人税法54条の実質的意味

法人税法54条の内容を確認したが、SO被付与者（個人）の課税関係（税制適格SOの場合も含め）を踏まえて、法人税法54条の意味を再度検討したい。

(1) スtock・オプション被付与者（個人）の課税関係

SO被付与者のSOに係る所得の課税時期を検討するために、譲渡制限等のあるSOが無償で与えられる場合におけるSO被付与者（個人）の所得税法での課税関係を確認しておく。

所得税法36条1項では「……収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」（下線筆者）とされており、同2項では「前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。」とされている。そこで、所得税法施行令84条柱書では、「発行人から次の各号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限

17) 法税令111条の2第3項で、「法第54条第1項の新株予約権の発行が正常な取引条件で行われた場合には、同項の役務の提供に係る費用の額は、その新株予約権の発行の時の価額に相当する金額とする。」（括弧書省略）とされ、SO発行人のSO費用はSO発行時の公正な評価額となり、企業会計基準や会社法と同様になる。

18) SO発行人において、SOによる報酬の利点は、直接の現金支出がないことである。ただ、SOの権利行使時に給与等課税事由が生じた場合に、SO発行人がSO被付与者への当該給与等の支払（株式の交付時）に対して源泉徴収義務を負う場合は、当該源泉徴収税額をSO被付与者から別途現金を回収する必要がある（もし回収できない場合は、

グロスアップした源泉徴収税額分の現金支出が生じることになる（太陽ASG有限責任監査法人編『ストック・オプションのすべて—会計・税務・手続—』（税務研究会，2011）167-169頁参照）。

19) SOが失効した場合には、前掲注10)のように会計上は収益が計上されており、法税54条3項で当該収益は益金不算入と規定されている。なお、同5項では、SO発行時に、その払込金額がSOの時価を下回ったり、上回ったりした場合は、その不足額や超過額は損金の額又は益金の額に算入しないとされており、これはSOの発行が資本等取引に準ずる性格を持っているためであるとされる（金子宏『租税法（第20版）』（弘文堂，2015）364頁参照）。

その他特別の条件が付与されているものを与えられた場合における当該権利に係る法第36条第2項（収入金額）の価額は、当該権利の行使により取得した株式のその行使の日における価値から次の各号に掲げる権利の区分に応じて当該各号に定める金額を控除した金額による。」（括弧書一部省略）と規定され、同4号で「会社法第238条第2項の決議に基づき発行された新株予約権 当該権利の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額」（括弧書省略）と規定している。譲渡制限等のあるSOが無償で与えられる場合、当該SO被付与者（個人）における収入すべき金額（経済的利益）は、結果として権利行使時に、SOにより発行される株式の時価から払込金額（権利行使価額）を控除した金額となり、SO付与時には課税されないことになる²⁰。この場合、所得税法施行令84条は、譲渡が禁止され権利行使によってしか利益を享受することのできない新株引受権に係る経済的利益について、課税時期を権利行使時に繰り延べる規定である²¹。

なお、仮にSO被付与者がSO付与時に課税されること（SOに譲渡制限がない場合など）

を想定すれば、付与時にSOを公正な評価額で購入していることになるので、その権利行使時に権利行使価額を払い込むことで新株を取得した場合には、単なる有価証券の取得として課税関係は生じない。この場合に、新株の取得価額は、SO付与時のSO取得価額と権利行使時の払込金額の合計額になる²²。また、このようなSOにより取得した新株を譲渡した場合は、譲渡時の新株の時価と当該新株の取得価額との差額が譲渡所得になり、税率20%（所得税率15%と住民税率5%）の申告分離課税での課税で課税関係が終了することになる。所得税法基本通達23～35共-6の取扱いでは、SOの権利行使時に課税される経済的利益の所得種類は、SOが何の対価として与えられたかにより異なり、役員又は従業員（SO発行人の子会社の従業員や役員を含む）の雇用契約又はこれに類する関係がある場合は、その役務の提供の対価が「給与所得」や「退職所得」に該当し、コンサルタントなどとの顧問契約等に基づく場合は「事業所得」「雑所得」となり、それ以外の場合は「雑所得」とされる。

以上のようなSOの取扱いの例外として、

²⁰ 有利発行に関して、SO付与時に課税されず、権利行使時に課税するという照会文書がある（国税庁照会文書「権利行使価格が1円である新株予約権（ストックオプション）を付与された場合の税務上の取扱いについて」（平成15年4月11日回答）（国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/tokyo/shiraberu/bunshokaito/shotoku/03/01.htm> [最終確認日：2016年3月14日現在]）参照）。

²¹ 所税令84条は譲渡制限その他特別な条件が付されている場合に限定しているので、譲渡可能なSOが付与される場合などは、SO被付与者が個人でも付与時に公正な評価額との差額が収益認識されることになる（太陽ASG・前掲注¹⁸196頁参照）。

²² 太陽ASG・前掲注¹⁸198-199頁参照。このような取扱いの明文規定は所得税法にはなく、所税36条の一般規定からSO付与時の課税関係を解釈することになる。これに対して、付与時課税のルールを明文化せず、所税令84条が課税のタイミングを権利行使時に固定していることに問題があり、SO被付与者における課税のタイミングと所得種類の性質の決定を整理するために、付与時課税のルールを明確にする必要性の指摘がある（渡辺徹也「ストック・オプションに関する課税上の諸問題—非適格ストック・オプションを中心に—」税法学550号（2003）60-63頁参照）。

税制適格SOが規定されており、一定の条件を満たしたSOに関して²³⁾、SO被付与者（個人）はその権利行使時における経済的利益に課税されずに課税が繰り延べられる。この場合には、SOにより取得した株式の譲渡所得（譲渡対価からSOの権利行使時における被付与者の払込金額を控除した金額）に対して、税率20%（所得税率15%と住民税率5%）の申告分離課税での課税で課税関係が終了することになる。このように、税制適格SOの場合にはSO被付与者（個人）とSO発行人と雇用契約があっても、SO権利行使時等で給与所得や退職所得としての課税は生じない²⁴⁾。

(2) 法人税法54条の実質的意味

法人税法54条はその文言のみをとらえれば、SO費用における役務提供の時期の特例（損金の帰属年度の特例）のように読める。つまり、法人に対する役務の提供の対価としてのSO費用の損金性は、その計上時期に関して法人税法54条の規定により、SO被付与者に給与等課税事由が生じたときに、役務提供があった

とされ、その時まで損金算入を繰り延べられると読める。

しかし、税制適格SOなどに関する課税関係を踏まえると、法人税法54条の規定は、一定の条件を満たしたSO費用に対して、実質的に損金算入を繰り延べる規定ではなく、損金不算入にする規定とも解釈できる。これは、税制適格SOなどでの取扱いのように、SO被付与者で給与等課税事由が生じない場合には、被付与者による役務提供がなかったことになり、当該費用を損金に算入すること自体ができなくなるからである。このように、法人税法54条を捉えれば、損金算入を繰り延べる別段の定め（損金の帰属年度の特例）だけではなく、損金不算入を規定する別段の定め（損金性を否定する）の側面も有するものである。

3 スtock・オプション発行人のストック・オプション費用損金算入根拠の整理

SO発行人におけるSO被付与者の役務提供への費用を、SO付与時に損金算入せずにSOの権利行使時に繰り延べる根拠条文を法人

23) 税制適格SOの適用要件は、①特例対象者が発行人又はその発行人が議決権のある株式の50%超を有する子会社などの取締役や使用人等である個人など（一定の大口株主は除く）、②新株予約権は会社法238条2項の決議に基づき金銭の払込みをさせないで発行されたもの等、③新株予約権の契約において、権利行使は権利付与決議日後2年を経過した日から10年を経過する日までに行う、④年間の権利行使価額の合計額が1,200万円を超えない、⑤権利行使価額は新株予約権の契約時の当該株式時価以上、⑥付与された新株予約権は譲渡不可、などである（税特措29条の2第1項）。なお、金銭の払込みに代えて報酬債権をもって相殺するSOは、税制適格要件である「金銭の払込み（金銭以外の資産の給付を含む。）をさせないで発行された新株予約権」（税特措令19条の3第1項）

に該当するとされている（国税庁質疑応答事例「金銭の払込みに代えて報酬債権をもって相殺するストックオプションの税制適格の要否」国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/gensen/03/39.htm>）〔最終確認日：2016年3月14日現在〕参照）。

24) なお、SOが「有価証券」とされているので、SO被付与者（非永住者以外の居住者）が出国時に、有価証券等を1億円以上保有している場合に、「国外転出をする場合の譲渡益課税等の特例」（所得税60条の2から60条の4のいわゆる「出国税」）の課税対象にもなり、出国時にSOの含み益も時価で譲渡したものとして課税（税率20%）される。ただ、税制非適格SOのSO権利行使時課税における給与課税との課税関係の整理などは、今後問題になるかもしれない。

税法54条としてきたが、そもそも法人税法22条でSO費用がどの時点で損金算入されるのか、ここで法人税法54条と法人税法22条3項及び4項との関係を含めて整理したい。

(1) 法人税法22条の権利確定主義と法人税法54条との関係の整理

法人税法22条4項の公正処理基準により認められる費用が、そのまま法人税法の損金とされるのではなく、法人税法22条3項における債務確定を満たしたものが損金になる。課税時期を判定する基準としては、主に所得税法における所得の帰属の問題等として議論され、判例・学説において、原則として権利確定主義が妥当するとされており²⁵⁾、法人税法22条3項における債務確定も所得税と同様に権利確定主義と解釈できる²⁶⁾。

法人税法22条3項の債務確定基準を法人税法における費用の計上時期の規定とすれば、SO費用(公正処理基準により認められる会計処理の費用)は「役務提供完了時点」(SO権利確定までの各事業年度末)で権利確定し、原則として損金算入が可能になるが、その規定の別段の定めとして法人税法54条でSO被付与者に給与等課税事由が生じた日に役務提供があったとされるため、結局SO被付与者に給与等課税事由が生じた日に債務確定し、「給与等課税事由が生じた日」であるSO権利行使時に損金算入されることになる。このような解釈論は、法人税法54条の制度趣旨とも

親和的である。

ただ、法人税法22条3項での債務確定が、SOの「権利行使時点」であり、権利行使時点で法人税法上損金算入するのが原則であるという解釈論も可能かも知れない。このような解釈を前提にすれば、原則としてSO発行法人の損金算入時期とSO被付与者との課税時期が、法人税法22条でSOの権利行使時で一致することになり、所得税法と法人税法とを総合して考慮しても、法人税法での損金算入が先行するという事実上の課税の繰延は生じないことになる。そして、法人税法54条の規定の実質的な意義は、SO被付与者が税制適格SOを受領している場合などのように、例外的にSO被付与者に給与課税等が生じない時に、SO発行法人でのSO費用は損金算入させないという部分のみにあることになる。このように法人税法54条を解釈した場合には、法人税法54条は、税制適格SOなどのようにSO被付与者に給与課税等がされない場合のみに対応すればよいので、具体的には、「給与等課税事由が生じない場合は、損金不算入にする。」という規定の仕方(法人税法54条2項だけで)でよいことになる。しかし、法人税法54条1項では、給与等課税事由が生じた日において当該役務の提供を受けたものとしてこの法律の規定を適用すると規定されており、税制適格SOの要件を満たさないSO(以下「税制非適格SO」という)などの場合に、結果としてSO権利行使日(給与等課税事由が生じた日)

25) 金子・前掲注(19)278-281頁や酒井克彦「権利確定主義はリーガル・テストとしての意味を持ち得るか(一)—法人税法に関する議論を中心として—」*國士館法學*41号(2008)2-20頁参照。権利確定主義に関して、たくさんの先行研究があるが、本稿では権利確定主義自体には深く立ち入らず、法税

54条との関係を整理する。

26) 酒井克彦「権利確定主義はリーガル・テストとしての意味を持ち得るか(二)—法人税法に関する議論を中心として—」*國士館法學*42号(2009)68-81頁参照。

にSO費用が損金算入されることも含んだ規定振りになっている。このように法人税法54条は、税制非適格SOなどの損金計上も、役務提供完了時ではなく、SO権利行使日まで繰り延べることを意図されていると考えるのが自然であろう²⁷⁾。また、会社法上SOの報酬等は、SO発行法人とSO被付与者との間で役務提供完了時に債権債務として成立しており、権利確定時点（権利行使可能時点）ではすでに相殺適状にあると考えられ、SO費用はSO権利行使時点で損金算入できる（この時点で債務確定する）という考え方には、法人税法22条3項により無理があろう。

(2) 法人税法54条の解釈

このような検討からすれば、公正処理基準で計上されたSO費用は、法人税法22条3項及び4項により役務提供完了時に債務確定し、損金算入されるのが原則であり、法人税法54条がその別段の定めとして、SO被付与者の給与等課税事由が生じた時に役務提供され、そ

の時に債務確定したことになるという解釈が妥当であろう。つまり、公正処理基準である企業会計基準で認められたSO費用は、法人税法22条3項の債務確定基準においても債務確定しており、また、会社法においても権利確定時までにはその役務の提供の対価として債権認識されていることや、SO自体の価額が権利行使価額とは切り離された価額での測定であることから、その役務提供完了時に損金算入が認められると考えられる。

なお、法人税法54条は法人税法22条の別段の定めであるので、法人税法22条3項の債務確定基準に関わらず、独自で損金算入の時期を確定しているものと解釈できよう²⁸⁾。

(3) 法人税法54条の趣旨・構成

法人税法54条の趣旨は、所得税法におけるSO課税の優遇形態に基本的な変更がない中で、法人税法においてSO費用が企業会計基準や会社法の改正により、原則として法人税法22条で損金算入になることから、所得税法

²⁷⁾ なお、SO発行法人におけるSOに関する費用は、法税22条の債務確定基準を満たさず損金不算入のものを、法税54条が別段の定めで、給与等課税事由が生じた場合に限って損金算入する規定であるという解釈論も可能かも知れない。ただ、本稿では、企業会計基準や会社法でのSOの処理は、法税22条4項の公正処理基準を満たし、検討対象を一定の前提条件を付したSOに限定しており（権利行使時までSOに譲渡制限があり、SO権利行使時に役務の提供の対価である債権を新株発行の払込みと相殺するというものなど）、これらの前提条件から、本稿で検討するSO費用は、原則として役務提供完了時に法税22条で損金算入できるものとしている。

²⁸⁾ 谷口・前掲注(1)344頁参照。不正請求診療報酬返還事件（東高判平23・10・6訴月59-1-173）で、健康保険法等に基づく不正請求の返還金等は、所税37条（必要経費）の債務確定基準という一般

的な基準ではなく、その「別段の定め」である所税57条（資産損失の必要経費）が独自にその費用計上時期を決めると判示されている。この判決自体は、所得税法に関するものであるが、法人税法においても、一般的な規定である法税22条3項の債務確定基準に関して、その「別段の定め」である法税54条の適用に当たっては、この債務確定基準を考慮する必要はないと同様に解することができよう。また、酒井克彦『プログレッシブ税務会計論—「公正処理基準」の考え方—』（中央経済、2014）45頁では、法人税法の条文構成から、「法人税法22条3項は、『損金の額に算入すべき金額』が各号に定める『額』であるから、その『額』は『別段の定めのあるもの』を除いて、『次に掲げる（債務確定基準に従った）額』とすると規定しているから、『別段の定めがあるもの』を先取りする形で規定されている」とし、同様の解釈の可能性を指摘している。

においてSOに関して権利行使時に給与等として課税にならないものは、法人税法54条において別段の定めとして、SO費用を損金算入の繰延や損金不算入とする規定と整理できる。

4 その他検討すべき法人税法54条のポイント

法人税法54条に関して、今後の検討の前提となる他のポイントを個別に整理してまとめておくことにする。

(1) 法人税法の損金算入額と所得税法での収入金額の計算

SO発行法人は、原則として法人税法22条により、役務提供を受けた対価としてSOの付与時にブラック・ショールズ式等により計算された「公正な評価額」²⁹⁾(本源的価値と時間的価値)に基づいて計算された費用を、役務提供を受けた時に損金算入することができる。これに対して、たとえばSO被付与者の給与課税等は、SO対象の株式の権利行使時の時価

と払込金額(権利行使価額)との差額として算出される。このように、現行の法人税法と所得税法によれば、SO発行法人におけるSO被付与者の役務提供費用(法人の損金算入額)と、SO被付与者の役務提供に対する所得税法における収入金額には、直接の対応関係はない³⁰⁾。

法人税法54条においても、極端な例を挙げれば、税制非適格SOの場合、1円でも給与等課税事由が生ずれば(権利行使時の時価が、権利行使価額を1円上回っている場合など)、SO発行法人はSOの付与時のブラック・ショールズ式等により計算された価値(公正な評価額)を権利行使時に損金算入することができる³¹⁾。このように、法人税法54条におけるSO費用の損金性は、SOの被付与者の所得課税に連動しているが、法人税法での損金算入額と所得税法での給与等の収入金額との間には、直接の連動性はない³²⁾。

29) SOの『公正な評価額』とは、一般に、市場において形成されている取引価格、気配値又は指標その他の相場(以下『市場価格』という。)に基づく価額をいうが、市場価格がない場合でも、当該ストック・オプションの原資産である自社の株式の市場価格に基づき、合理的に算定された価額を入手できるときは、その合理的に算定された価額は公正な評価額と認められる。」(企業会計基準第8号2(12))とされ、SOの公正な評価単価の算定技法として、「ストック・オプションは、通常、市場価格を観察することができないため、株式オプションの合理的な価額の見積りに広く受け入れられている算定技法を利用することとなる。」(企業会計基準第8号6(2))として、株式オプション価格算定モデルとして、二項モデルやブラック・ショールズ式が例示されている(企業会計基準適用指針第11号2(1)(2)及び7参照)。

30) 財務省『ファイナンス別冊 平成18年度税制改正の解説』(大蔵財務協会、2006)348頁参照。

31) なお、権利行使時の株価が、行使価額を下回っていることにより所得税の課税対象額がゼロとなる場合にも、給与等課税事由が生じたこととされる(財務省・前掲注30)348頁(注)参照)。

32) 財務省・前掲注30)348頁参照。なお、平成17年以前のSO発行が資本等取引とされていた当時のSO課税に関する論文であるが、渡辺・前掲注22)66頁では、「ストック・オプションの行使利益が、従業員側で給与とされるのであれば、立法論としては、当該給与を支払ったとされる法人側の費用控除を認める方が自然であろう。たしかに、わが国の法体系において所得税法と法人税法は別々の法律なのだから、従業員側(所得税法)と法人側(法人税法)で非対称的な(unsymmetrical)取り扱いがあっても、問題ないという考え方があるかもしれない。しかし、わざわざ異なった扱いをするのであれば、そのための積極的な根拠が要求されるように思われるが、費用控除を認めない理由は必ずしも明らかではない。」との批判がある。

(2) スtock・オプション被付与者が法人の場合

法人税法54条は、条文の規定にあるように、SOの被付与者が個人の時に限られたものであり、法人が被付与者である場合は適用がない。そこで、法人が被付与者である場合は、法人税法22条により、公正処理基準や債務確定基準に従うことになる。企業会計基準第8号3(2)では、SO被付与者が従業員等(個人)だけでなく、企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引が対象とされており、被付与者が法人の場合も含んでいる。この場合には、SO発行法人はSO付与時のSOの公正な評価額をベースに、受けたサービスに応じた期間でSO費用を損金算入することになる³³⁾。

新株予約権(SO)は、法人税法2条21号の有価証券の定義である金融商品取引法2条1項の9号に該当し、「有価証券」とされている。そこで、SO被付与者(法人)の課税関係は、サービスの対価としてSOを無償で付与されることになるので、SOの付与時にSOの

時価が法人税法22条2項で益金の額に算入される³⁴⁾。SOの権利行使時には、SOの権利行使により取得した株式の時価と権利行使価額との差額に対する法人税法の明確な規定はなく、前述した所得税法での取扱い(12(1)「なお書」参照)と同様に、単なる有価証券の取得として課税されないものとされ³⁵⁾、その後当該株式を譲渡した時点で、譲渡価額と取得価額との差額が益金に算入されると考えられる。このようにSO被付与者が法人の場合にも、SO発行法人の損金算入時期とSO被付与者の益金計上時期とその計上金額に関連性はない。

(3) スtock・オプション被付与者が非居住者の場合

法人税法54条における個人という用語には、居住者と非居住者が含まれるが、実質的に非居住者を被付与者とした場合は給与等課税事由の条件を満たせず、SO発行法人でSO費用の損金算入ができない³⁶⁾。これは、SO被付与者が非居住者の場合には、所得税法で課税(分離課税20%)されても、給与等課税事由であ

33) なお、武田・前掲注(14)3447の44頁(注)では、SO被付与者が法人の場合に、SOの権利行使時にSO発行法人で費用計上できると解釈できる解説もある。しかし、企業会計基準第8号では、SO被付与者が法人であっても、個人と区分せず、SO発行法人ではSO付与時のSOの公正な評価額をベースに役員提供の受領に応じて、費用計上するべきとしている。そこで、公正処理基準で計上された費用が、本稿では前提条件から、法人税法22条でも損金算入できると整理することにす。

34) 太陽ASG・前掲注(18)182頁参照。法税令119条1項4号で、有価証券の時価以下で取得した場合に、有価証券の取得価額は時価とされている。

なお、譲渡制限等のあるOSの被付与者が個人の場合(権利行使時にSO時価と払込金額との差額で課税)と被付与者が法人の場合(付与時にSO

公正な評価額で課税)とで課税時期が異なるバランスの問題に対して、被付与者が個人でも法人でも付与時に課税すれば、SOが失効した場合に、法人では資産の減少としてその損金算入できるが、個人の場合はその損失を所得の計算上控除する方法がなく、このような法人税法と所得税法の損失の控除方法が異なっていることを前提とすれば、譲渡が禁止され権利行使によってしか利益を享受できないタイプのSOについて、個人に関してのみ課税の時期を権利行使時に繰り延べることに合理性があるとの指摘もある(前川陽一「新株予約権付与課税の基本構造」東京大学大学院ローレビュー Vol.1 (2006) 120-121頁参照)。

35) 太陽ASG・前掲注(18)197-198頁参照。

36) 財務省・前掲注(30)347頁参照。

る給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得に該当しないため、SO発行法人でSO費用の損金算入ができないことによる。

もともと法人税法54条の趣旨が、SO発行法人とSO被付与者との課税時期を統一することだけにあるなら、給与等課税事由という要件までは必要ではないだろう。たとえば、SO被付与者がSOの権利行使時に非居住者の場合、SO付与時から権利行使時までの期間で国内法人であるSO発行法人において日本国内で役務提供した部分（国内源泉所得）は、日本が所得税を課税するにもかかわらず³⁷⁾、給与等課税事由に該当せず、SO発行法人でのSO費用は損金算入できない。給与等課税事由という要件には、これらの課税時期の統一という目的に加えて、非居住者が居住者のように総合課税されない場合の低税率課税を除外するという目的があると考えられる。

(4) 税制適格ストック・オプション

税制適格SOの場合は、SO発行法人で役務の提供の対価の費用が実質的に損金算入できない。しかし、税制適格SOの被付与者の年間の権利行使価額が1,200万円を超えない要件（税特措29条の2第1項）等を契約変更（1,200万円を超えることを可能）した場合には、契約変更以降に行われたSOの権利行使は税制非適格SOの取扱いになり³⁸⁾、発行法人はSO費用を損金算入できる。このように、法人税法54条の規定は、法人税法における損金性に

関する議論ではなく、あくまでSO被付与者の所得税課税とのバランス論で構成されている。

II 法人税法の損金性と所得税法での課税を連動させる合理性

Iでは、法人税法54条の規定内容を確認したが、法人税法の損金性が所得税法の課税関係と連動する点に特徴があった。IIでは、そもそも法人税法と所得税法とでそのように課税関係を連動させること自体に合理性があるかを検討する。

1 税法の原則的な考え方

法人税法における法人が支出した費用の損金性は、その支出に係る受領者側の所得税法における課税関係とは連動しないはずである。そもそも、法人税法と所得税法は別々の税法体系で、別々の趣旨・目的等を持つものであり、相互に課税関係を連動させるという考え方は原則としてない³⁹⁾。ただ、このような連動性は、会計的に損益の認識・測定として、支払側と受取側が第一次的には一致するというレベルのものである。このような会計上の認識を踏まえて、税法では税法独自に法人税法の「損金の額」（法税22条）や所得税法の「収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額」（所税36条）という概念で最終的に損金や収入金額が認識される。

なお、このように各税法が独立していると

37) 財務省・前掲注(30)347頁や国税庁質疑応答事例「米国支店に出向中の従業員が税制適格ストックオプションを行使して取得した株式を譲渡した場合」国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/02/34.htm> [最終確認日：2016年3月14日現在]）参照。

38) 国税庁質疑応答事例「ストックオプション契約の内容を税制非適格から税制適格に変更した場合」国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/02/28.htm> [最終確認日：2016年3月14日現在]）参照。

いう原則は、直接法令等に明記されるようなものではない。ただ、法人税法における取引価格の決定に係る別段の定めである移転価格税制（税特措66条の4）において、法人税法における取引価格の修正は、他の税法（所得税法・消費税法）の課税関係に影響を及ぼさないと、移転価格事務運営方針で確認されている³⁹。

2 法人税法と所得税法が連動しない具体例

法人と個人との取引において、1つの取引で同額の金額が取引相手間で会計上同時期に認識される場合でも、①所得税法で課税された金額が、法人税法で損金不算入になる場合、②法人税法で損金算入された金額が、所得税法で課税されない場合など、金銭の支払者と受取者とで法人税法と所得税法との課税関係は連動しない例はよくある。たとえば、①として、交際費等の損金不算入制度（税特措61条の4）、役員給与の損金不算入制度（法税34条）などがあり、②として、通勤費等の非課税給与（所税9条5号）などがある。

一般的には、法人税法と所得税法のような各税法は、独自の目的等に応じてその課税関

係を決めており、法人税法で所得税法の課税関係と連動させるようには予定されていない。

3 租税回避防止規定における考え方

租税回避⁴⁰における側面では、法人税法の損金性と所得税法の課税とを連動させて、論じられることがある。租税回避防止の観点から、どのように法人税法の損金性と所得税法の課税との連動を捕らえているのかをいくつかの例で示し、法人税法54条と比較検討したい。

(1) 同族会社の行為・計算の否認

租税回避防止規定である同族会社の行為計算否認規定（法税132条、所税157条、相税64条）に関して、平成18年度改正で、たとえば、課税当局が所得税法や相続税法において同族会社の行為計算否認で更正した場合に、その相手方である法人の所得を法人税法での対応的調整⁴²として、課税当局が減額更正する権限が与えられた。これは、当該規定は課税当局が実際に行われた取引以外に、税務上の取引を作り出して、その取引に基づき課税処分するので、その税務上の取引の相手方も引き直された取引に合わせて課税処分することにし

³⁹ 谷口・前掲注(1)241-242頁では、法人税法の本質論として、「法人税の性質につき、①これを法人の担税力に着目して課される独自の租税とみる考え方のほか、②所得税の前どりとみる考え方（シャープ勧告など）がある」「②の考え方においては、これが法人税と所得税の二重課税（二段階課税という意味での二重課税）として問題とされ、これを排除するために、法人税と所得税の統合の必要性が説かれるのである。」とされる。本稿では、このような法人税法の本質的な性質自体は検討の対象としていないので、①にあるような法人税法と所得税法は別のものであることを前提に検討している。

⁴⁰ 移転価格事務運営指針2-26では、「調査の結果、

法人が国外関連者に対して支払った利子又は使用料について、法人税の課税上独立企業間価格との差額が生ずる場合であっても、源泉所得税の対象となる利子又は使用料の額には影響しないことに留意する。」とされ、同2-27でも、「移転価格税制は法人税法その他法人税に関する法令の適用を定めたものであり、調査に当たり同税制が適用された場合であっても、消費税の計算には影響しないことに留意する。」と規定されている。

⁴¹ 谷口・前掲注(1)60-61頁では、「租税回避とは、課税要件の充足を避け納税義務の成立を阻止することによる、租税負担の適法だが不当な軽減または排除をいう（租税回避の包括的定義）」とされている。

たものである⁴³⁾。

(2) 判例

たとえば、養老保険の満期により生じる満期保険金に係る一時所得の計算において、保険受取人兼保険契約者が支払った保険料だけでなく、当該保険契約者である法人が損金算入した保険料を、当該保険金受取人（個人）の一時所得計算時に控除できるかが争われた事件（最判平成24年1月13日民集66巻1号1頁）がある。その判決において、須藤裁判官の補足意見では、「……法人税額の算出に当たって損金経理されるという方法で保険料のうち非課税とした半額部分を、更に所得税額算出に当たっても控除されるべき金額として扱い、そのことによって重ねて非課税とする結果を生じさせるというようなことは、不合理であろう。」と、法人税法と所得税法との整合性を取ることを指摘している。しかし、これは法人税法と所得税法における二重控除（二重非課税）という特殊な場面におけるコメントであり、一般的に法人がある個人に費用の支払をした場合における、法人税法の「損金の額」と所得税法の「収入金額とすべき金額」

などとの一致までも要求したものではないであろう。なお、租税回避防止規定で租税回避行為などの認定においては、「経済合理性がないこと」がその認定の判断要素になっており、このような点で、法人税法と所得税法との関連性が指摘されることは当然であろう。

(3) BEPS（税源浸食と所得移転）対策

OECDを中心に議論された多国籍企業におけるBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）への対応策の1つとして、「（Action plan 2）ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの効果の否認⁴⁴⁾がある。居住地国と源泉地国の双方から課税されない、支払者損金算入・受取者益金不算入（D/NI：Deduction/No Inclusion）や費用の二重控除（DD：Double Deduction）のような各国税法の相違点を利用したミスマッチから国際的二重非課税が生じることがある。このような国際的二重非課税に対して、支払者損金算入・受取者益金不算入のミスマッチが生じる場合に、支払者は受取者が益金算入しないなら損金不算入にすることや、又は支払者が損金算入できる場合は、受取者で益金算入とするよ

(42) 金子・前掲注(19)474-475頁では、「この規定は、対応的調整としての減額更正をも認める趣旨であると解すべきである。そのように解するのは、文理解釈としてはかなり無理があるが、この規定が設けられた趣旨にかんがみるとそのように解するのが妥当であり、またそれがこの規定の存在意義を認めるゆえんであると考える。」とされている。

(43) また、他の規定として、過大支払利子税制（税特措66条の5の2）を挙げることができるかもしれない。たとえば、過大支払利子税制においても、関連者等への支払利息が一定の限度を超えた時に損金不算入となるが、この場合に支払利息が、その関連者等である受領者において日本の所得税法

や法人税法での課税対象でない場合のみを課税対象としている（税特措66条の5の2第2項、税特措令39条の13の2第4項）。結果として、この規定は、内国法人が外国法人や非居住者への支払利息で、日本が当該利息を課税できない場合に限り、当該規定を適用するものである。

(44) OECD（2015）, Neutralising the Effects of Hybrid Mismatch Arrangements, Action 2-2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris, available at OECD HP (<http://dx.doi.org/10.1787/9789264241138-en>) [最終確認日：2016年3月14日現在]。

うに、BEPS対策として各国国内法でリンク・ルール（Linking rule）に基づいた税法改正を行うことで、国際的三重非課税に対応しようとしている。

多国籍企業がこのような各国の税制の違いを利用した租税回避を防止するという文脈において、ある国の税法と他国の税法を連動させるという議論がBEPS対策として行われており、日本においてもBEPS対策でのこのような議論を受けて、平成27年度改正において、外国子会社配当益金不算入の対象から、配当支払国で損金算入された配当は除かれ、内国法人で益金算入する規定（法税23条の2第2項）がすでに導入されている。

(4) 小括

法人税法の損金性と所得税法の課税とを連動させて論じられるのは、課税当局が納税者の行った取引を課税上別の取引に「引き直し」したことによる結果を調整する必要がある場合、租税回避行為の不合理性を説明する場合、国際課税において各国の税制の整合性をとる場合などであり、租税回避防止という特殊な場面における特別な議論である。

SOの課税に関しては、SO費用の損金算入とSO被付与者の所得税法における収入金額として認識される金額が、公正処理基準（企業会計基準・会社法）においてそもそも異なっており、何らかの租税回避行為によりその差が生じている訳ではない。また、それらの課税時期が異なることによる課税繰延に関しても、もともと所得税法で課税時期を遅らせる優遇措置をとったもので、法人税法ではそもそも損金算入時期が異なっているだけであり、これも法人の何らかの租税回避行為によりその差が生じている訳ではない。そこで、

これらを総合した結果である課税繰延効果を是正する法人税法54条を、同族会社の行為計算否認などのような租税回避防止規定と同列でとらえるレベルにはないと考えられる。このように整理すると、SO費用に関して、法人税法と所得税法を理論的に連動させる必然性はない。

ただ、SOにおけるこのような法人税法と所得税法とを総合して生じる課税繰延が、その税額の大きさ等から防止すべき租税回避行為として認識され、その租税回避防止規定として法人税法54条をとらえることも可能であろう。しかし、この場合でも、SOへの課税繰延などはもともと所得税法での優遇措置であるから、所得税法での優遇措置を是正するなどでの対応が本筋であり、反射的な取引である法人税法の損金性を変更するのは合理的といえない。また、もし法人税法での損金の額が多額で租税回避として防止する必要があるなら、所得税法と連動させずに、法人税法で一定の限度を設ける等の対応の方が合理的であろう⁴⁵⁾。

Ⅲ ストック・オプション費用の帰属問題 （子会社への費用付替え）

SOの付与形態では、自社の従業員等だけでなく、親会社（事業法人）が企業グループとして子会社の従業員等にSOを発行することはよく行われることである。このような場合に、SOを付与された子会社の従業員等は子会社に直接的に役務提供を行っており（以下「直接的役務提供」という）、その親会社へは間接的にしか役務提供を行っていない（以下「間接的役務提供」という）。また、実務上、親会

⁴⁵⁾ 庄司・前掲注(3)参照。

社は間接的役務提供に係る費用であるSO費用を、直接的役務提供を受ける子会社に請求し子会社が費用化する場合がある（以下「費用付替え」という）。Ⅲでは、このような実務上よくある事例に関して、親会社及び子会社におけるSO費用は、法人税法上どのように扱われるかを整理しておきたい。

1 企業会計基準における取扱い

企業会計基準第8号24では、その適用範囲で親会社が子会社従業員等へSOを交付する場合に関して、「もともと、子会社とその従業員等との間には、雇用や業務執行に係る継続的な契約関係があり、両者間でこれに基づくサービスと報酬の授受が行われている。子会社の従業員等に、親会社株式のオプションが付与された場合に、これに対応して量又は質の面で追加的に提供されると考えられるサービスの直接の受領者もまた子会社である。しかし、親会社が子会社の従業員等に自社株式オプションを付与するのは、子会社の従業員等に対し、親会社自身の子会社に対する投資の価値を結果的に高めるようなサービス提供を期待しているためと考えられる。したがって、このような取引にも対価性を認めることができ、第3項(2)の取引（自社の従業員等以外にサービスの対価としてSOを付与）に

該当するものとして本会計基準の適用範囲に含まれると考えられる。」（括弧書筆者）とされている。このように、企業会計基準では、親会社が直接子会社の従業員等にSOを付与しても、役務提供（間接的役務提供）の対価として費用計上が認められる。なお、親会社がSO費用を子会社に費用付替えを行った場合は、親会社の費用ではなく、子会社の費用とされる（企業会計基準適用指針第11号65参照）。

2 法人税法における間接的役務提供の対価の整理

法人税法では、このような間接的役務提供の対価である費用を親会社で損金の額に算入できるであろうか。このような間接的役務提供に関しては、法人税法上、直接的規定がないので、判例等から検討する。

(1) スtock・オプションに係る判例

最判平成17年1月25日民集59巻1号64頁では、外国親会社（SO発行人）からSOを付与されたその子会社である内国法人の役員（被付与者）におけるSOに基づく所得（権利行使時の時価と払込金額との差額）区分は、「給与所得」であるとされた⁴⁶。この最高裁判決では「……本件権利行使益は、B社（外国

(46) なお、所得税法においては所基通23～35共-6(2)イで、SO発行人とSOを与えられた者との間の雇用関係又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められる場合は、発行人とSOを与えられた者の間に雇用関係がある場合と同様に給与所得に該当するとしている。これは、外国親会社が日本子会社の役員等にSOを付与した場合も外国親会社と日本子会社の役員等に雇用関係に類する関係に基因してSOが付与されたとして、SOによる所得を給与所得とするものであ

る。この通達は、最判平17・1・25民集59-1-64を踏まえたものであるが、「租税法主義の観点からは、親会社から付与されたストック・オプションであっても、通常のストック・オプション（納税者が勤務する会社から付与されたストック・オプション）と同様に扱うといった内容の規定をおくべきであろう。」（佐藤英明編著『租税法演習ノート（第3版）—租税法を楽しむ21問』（弘文堂、2013）208頁〔渡辺徹也〕）との指摘がある。

親会社) から上告人(日本子会社の役員)に与えられた給付に当たるものというべきである。」(括弧書筆者)と判示しているが、当該SOは被付与者の直接的役務提供を受けた日本子会社における負担か、それとも間接的役務提供のある外国親会社の負担かには、触れられていない⁴⁷⁾。

そこで、SOに係る給与所得が、SOを付与した親会社の費用(間接的役務提供)になるのか、実際に勤務して雇用契約関係等のある子会社の費用(直接的役務提供)になるのかを法人税法の基本的な考え方から検討する。

(2) 間接的役務提供の対価に関する費用の帰属先

法人税法の考え方では、役務の提供の対価に関しては、直接的役務提供先である子会社の損金に算入されると考えられる。このように直接的役務提供に係る費用を損金計上の前提とする考え方は、財務省『ファイナンス別冊 平成18年度税制改正の解説』(大蔵財務協会、2006)346頁において、次のように説明されている⁴⁸⁾。

また、親会社が子会社の従業員又は役員に親会社の新株予約権を直接付与することがありますが、その場合にもその従業員又は役員からその親会社に役務の提供があったかどうか、税務上の費用となるかどうか

かの判断基準となると考えられます。この役務の提供は、基本的には直接的な役務の提供を前提としているものですが、例えば親会社がいわゆる純粋持株会社の場合など、親子会社が事実上一体となっている場合には、子会社の従業員又は役員から親会社に対する役務の提供があったといえる場面もあるものと考えられます。

法人税法では直接的役務提供を損金算入の前提とし、純粋持株会社が親会社のような特殊な場合などには、例外的に間接的役務提供を直接的役務提供と見ことも可能としている。そこで、一般的に親会社(事業法人)が子会社への直接的役務提供の費用を負担した場合、つまり、親会社が間接的役務提供の費用を負担した場合は、その費用は親会社では、原則として寄附金(法税37条7項)として課税されることになる。なお、法人税法54条1項においても、「内国法人が、個人から役務の提供を受ける場合において、……」とされており、SO発行法人が直接的役務提供を受ける場合を前提にしている。

3 親会社ストック・オプションに係る子会社への費用付替えの課税関係

2における法人税法での整理に基づいて、親会社が子会社従業員へSOを付与した場合に、親会社におけるSO発行費用の課税関係

47) この最判当時は、SOの発行は資本等取引でありSO費用の問題点は認識されていなかったが、最高裁の調査官解説においても、「なお、ストックオプションに関しては企業会計や法人税法上の問題点等もあるが、本判決は、ストックオプションの権利行使益の所得税法上の所得区分の点に限って判断したものであり、上記の問題点等について触れるものではない。」(増田稔「判解」ジュリスト1310

号(2006)149頁)とされている。

48) なお、法税54条1項の「当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権を当該新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺するもの」に該当するのかの判断事実として、法基通9-2-53では、当該新株予約権の発行に係る会社法の決議内容と、損金経理が挙げられている。

を検討すると、法人税法22条3項及び4項により公正処理基準で認められた親会社における間接的役務提供に対してもその対価性が認められ損金計上されるが、別段の定めである寄附金の損金不算入規定で、損金不算入となる⁴⁹。また、この場合には、親会社のSO費用は、SO被付与者の親会社への直接的役務提供の対価ではないので、法人税法54条の規定の適用もなく、SO被付与者に給与等課税事由が生じて、その時点での役務提供を受けたものとはされず、原則として損金不算入になる。

親会社のSO費用が子会社に費用付替えられた場合は、子会社においては、SO費用は直接的役務提供の対価であり、公正処理基準においても役務提供完了時点（権利確定時）に費用とされる。子会社はSO発行法人ではないので法人税法54条の適用はなく、法人税法22条3項及び4項で公正処理基準と同様にSO費用を損金に算入できる。このように、親会社から子会社に請求されたSO費用に関しては、子会社への直接的役務提供の対価（SO費用）であり、法人税法に別段の定めがないので、子会社におけるその損金性は法人税法22

条で判断されるべきである。つまり、子会社は、子会社への直接的役務提供の対価である親会社から付替えられたSO費用（SO付与時のSOの公正な評価額）を公正処理基準により、実際に役務提供を受ける各事業年度（SOの付与から権利確定の期間）の損金に算入することになる⁵⁰。

現行法の条文規定では上記のようなSO発行費用は、SO発行法人である親会社（法税37条及び54条）とそのSO費用を付替えられた法人である子会社（法税22条）において、SO費用の損金性が別々の条文で判断されることになる。そして、子会社が直接SOを発行する場合（法税54条）と比較して、SO費用を親会社から付替えられた場合は、子会社の従業員の役務提供が同じでその対価が適正でも、その損金性が異なることになるが、このような相違点に合理性があるだろうか。

なお、SO付与者が子会社の役員の場合、法人税法22条や法人税法54条で法人税法上の損金性が認められても、法人税法34条の役員給与の損金不算入の適用があるかが問題となる⁵⁰。

49) 親子会社の出向関係においては、出向元法人が負担する給与格差補填（法基通9-2-47）は寄附金に該当しないとされているが、この出向者は出向元法人と出向先法人と二重雇用関係にあることが前提である。本稿で扱う子会社における親会社のSO被付与者は、このような出向関係にないことを前提とする。

50) SO発行法人が純粋持株会社（内国法人）で、SO被付与者がその100%子会社（内国法人）の従業員等で親子会社を通じた給与体系になっている場合には、子会社がSO費用を負担する相当な理由があるとして、子会社で親会社のOS費用を負担すること（費用付替え）は、出向先法人の出向元法人に対する出向者の給与負担金と同様に取り扱うべきで、子会社の損金の額に取り扱うことに

問題ないとの見解がある（若林孝三ほか『平成23年度 実例問答式 役員と使用人の給与・賞与・退職金の税務』（大蔵財務協会、2011）331-332頁参照）。

なお、OECDにおいて、親会社であるSO発行法人から、SO被付与者の勤務する海外子会社にSO費用を請求する場合の移転価格税制における問題点等の指摘がある（OECD（2005）, The Taxation of Employee Stock Options, OECD Tax Policy Studies, No.11, OECD Publishing, available at OECD HP (http://www.oecd-ilibrary.org/fr/taxation/the-taxation-of-employee-stock-options_9789264012493-en;jsessionid=58vsvpvaumrq7n.x-oecd-live-03 [最終確認日：2016年3月14日現在]))。

IV 法人税法54条における所得税法の課税関係との連動の妥当性

所得税法と法人税法とは、別々の税法であり、本来それらの規定は別々の目的、趣旨等により、課税要件等が決定されるもので、理論的には連動させる合理性はない。ただ、政策的に法人税法と所得税法を連動させることに意味がある場合もあろう。そこで、法人税法54条はSO費用に関して、法人税法と所得税法との課税時期を連動させることに政策的意味があるとしても、その妥当性があるかを今までに指摘した論点などを踏まえて検討したい。

1 法人税法の損金算入額と所得税法での収入金額との相違

SO被付与者の役務の提供の対価に関して、法人税法におけるSO発行法人のSO費用の損金算入額（SO付与時のSOの公正な評価額）と所得税法におけるSO被付与者の給与等の収入金額（SO権利行使時の時価と権利行使価額との差額）とが連動していない。また、法人税法では役務の対価として「SO付与時からSO権利確定時までの期間」が対象とされるが、所得税法では「SO付与時からSO権利行

使時の期間」を対象として給与等の収入金額を認識しており、両者には課税関係の対応は見られない。なお、被付与者が法人の場合もSO発行法人とSO被付与法人とで課税関係は一致せず、SO被付与法人では付与時に有価証券であるSOの公正な評価額が益金算入され、被付与者が個人と法人の場合における課税バランスも悪いと思われる。

法人税法における確定決算主義を前提とすれば⁵²⁾、SOに係る法人税法の損金の額と所得税法の収入金額に連動性がないことなどから、SOに関する法人税法での損金性が、その費用の受領者側である所得税法の課税時期とある意味連動する構造に無理がないであろうか⁵³⁾。

2 スtock・オプション被付与者の給与等課税事由の規定

SO被付与者の給与所得課税が1円でも生じれば、SO発行法人はSO費用を損金算入できるが、SO被付与者に給与等課税事由が生じなければ、SO発行法人はSO費用を損金算入できない。

税制非適格SOの被付与者が非居住者の場合には、給与所得等の所得分類での課税は生じないので、給与等課税事由という要件を満たさず、SO費用は損金算入できない。これ

51) 法税34条においてSO発行法人しかSO費用の損金不算入の対象外に規定しておらず、SO費用を付替えられた子会社では法税34条1項が適用され、付替えられたSO費用はSO被付与者が役員の場合には、実質的に損金不算入となるとの指摘がある（若林ほか・前掲注50）332-333頁参照）。

52) 企業会計と税務が分離している米国では、SO発行法人はSO被付与者が所得課税される金額や時期に合わせて、損金計上できる規定（IRC § 83(a)(h), IRC421(a)）になっており、企業会計とは切り離してSO発行法人の損金算入とSO被付与者の所

得課税が課税金額と課税時期が統一されている。

53) なお、業務主宰役員等への給与は法人で損金算入され、役員等の給与課税では給与所得控除が適用できるので、個人企業との税負担のバランスを考慮すると、法人形態の方が二重控除でき有利ともいえた。そこで、これを是正するために平成18年度改正で特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入規定（法税35条）が法人税法に導入され、役員給与所得控除が損金不算入になったが、このような法人税法と所得税法を連動させたと考えられる規定は、平成22年度改正で廃止されている。

は、税制非適格SOの被付与者が非居住者として当該SOを権利行使することでその所得に対して分離課税（税率20%）されるが、給与所得等における累進税率での課税による所得税額より軽課されるので、法人税法54条がこれに対応した費用をSO発行人で損金算入させないという規定であるともいえる。しかし、総合課税でも、非居住者への分離課税の税率である20%以下の税率で課税される者もいるはずであるし、非居住者に対する課税はその収入金額に税率20%が乗じられるのであるから、居住者のように給与所得控除のような費用も考慮されていない。このように、非居住者課税が必ずしも居住者の総合課税（累進課税）より、低率課税とはいえないはずである。また、このような考え方の合理性を検証するために、SO発行人が、税制非適格SOの代わりに「後払いの賞与」（賞与の査定期間は国内勤務）を非居住者の従業員に支給する場合を想定すると、賞与に対して所得税法では20%の分離課税で課税関係が完結するが、賞与支給法人では当該賞与が損金算入されることになる。そうであるなら、賞与と比較して税制非適格SO付与の場合に、SO被付与者が非居住者であることで、SO発行人のSO費用を損金不算入にするという法人税法54条の解釈に妥当性は見いだせない⁵⁴。

また、複数の法人（A及びB）から税制適格SOを付与されたSO被付与者が⁵⁵、ある年度

で1,200万円を超える権利行使する場合に、A法人のSOから権利行使し、B法人のSOの行使時点で年間制限の1,200万円を超えれば、そのB法人のSOが税制非適格SOとなる⁵⁶。このような取扱いだと、SO被付与者がA法人かB法人か、いずれの法人のSOから先に権利行使するかで、SO発行人であるA法人又はB法人におけるSO費用の損金性が異なることになる。このように、SO被付与者の権利行使の仕方などで、法人税法におけるSO発行人のSO費用の損金性が左右されることに妥当性はない。

法人税法54条は、SO被付与者の所得税法での優遇課税（課税の繰延と分離課税）と法人税法の損金算入を総合的に考慮して、SO発行人のSO費用の損金算入時期を遅らせることを特例とした趣旨であるが、このような例を考えた場合には、必ずしもその趣旨に沿った制度にはなっていない。

3 スtock・オプション発行人（親会社）が子会社の従業員に税制適格ストック・オプションを付与し、ストック・オプション費用を子会社に費用付替えする場合

SO発行人（事業法人の親会社）が⁵⁷、その子会社（議決権株式が50%超100%未満）⁵⁸の従業員に付与した役務の提供の対価である税制適格SOに関する費用を、従業員が直接役務提供する子会社に請求する場合は、子会社

54) 荒井優美子「ストック・オプションと税務の論点」産業経理69巻4号（2010）39頁に同様な指摘がある。

55) 若林ほか・前掲注50)350-351頁参照。

56) 子会社が完全子会社（親会社の100%子会社）の場合には、グループ税制において親会社で勤務実績のない子会社役員等に係る給与を親会社が負担

すれば、寄附金（法税37条2項）とされその全額が損金不算入となり、子会社では受贈益が益金不算入（法税25条の2）となる。なお、この場合に、親会社において、子会社株式の価額をその金額分増額し、利益積立金を同額減少させることになる（法税令119条の3第6項）。

が付替えられたSO費用を損金算入できるのであろうか。

SO発行法人である親会社は、SO発行費用（各事業年度末に役務提供が完了した部分）を子会社に請求するとすれば、親会社ではSO費用は計上されず、結果として損金算入されない。子会社が費用計上した親会社へのSO費用の支払は、子会社が雇用契約のある自社従業員への直接的役務提供の対価ということになる。子会社はSO発行法人ではないので法人税法54条の適用はなく、付替えられたSO費用は法人税法22条で損金算入されることになる⁶⁷⁾。ただ、SO被付与者である子会社従業員の所得税課税においては、SO発行法人（親会社）が税制適格SOとして、SO被付与者に付与したものなので、権利行使時には給与課税されず、その権利行使により取得した親会社株式の譲渡時まで課税が繰り延べられ、譲渡所得として課税されることになる（SOが税制適格SOの条件を維持できることが前提）。

上記のような整理が可能なら、企業グループにおいて、子会社が直接従業員に税制適格SOを付与するのではなく、その親会社が子会社従業員に親会社の税制適格SOを付与し、そのSO費用を子会社に請求することで、企業グループ全体としては子会社で税制適格SO費用を実質的に損金算入できるとともに、被付与者である従業員はSOの権利行使時の給

与課税を回避し、譲渡所得課税で済むことで、法人税法54条の規定が実質的に潜脱されることになる。

4 スtock・オプションにおける所得税法での権利行使時課税の根拠

ここで、所得税法におけるSO被付与者の課税の繰延の趣旨等を確認してみたい。「ストック・オプション制度に係る課税の特例（いわゆるストック・オプション税制）（税特措29の2）の創設」の趣旨として、平成7年11月16日以降で商法のSO制度が施行されたことを踏まえて、宮内豊ほか『平成8年改正税法のすべて（国税庁）』（大蔵財務協会、1996）83頁では、次のように説明されている。

今回、税制面においても、税負担の公平性を確保しつつ、新規事業活動を支援し、ストック・オプション制度の導入の円滑化に資するよう、一定の要件を付した上で、次のような特例措置を設けることとしました。①取締役等が、新株を取得する権利を行使した場合には、その権利の行使時に生じた経済的利益には所得税を課さない。②上記①の特例の適用を受けて取得した株式を譲渡した場合には、当該株式の譲渡による所得については、株式等の申告分離課税（税率26%（所得税20%＋住民税6%））を適用する。

67) 子会社が親会社発行のSOを親会社から購入し、自社の従業員に報酬として付与した場合に、子会社ではSO権利行使時までは当該費用を所得加算し、SO権利行使時に債務確定したとして損金算入するという指摘がある（荒井・前掲注54）36-37頁参照）。本稿では、親子会社間の費用付替えを想定しており、親子会社間にSOを売買する契約はない。子会社はSO発行法人でないで法人税法54条の

適用はなく、子会社従業員のSO付与時からSO権利確定時までの期間の親会社への間接的役務提供の対価は、すなわち子会社への直接的役務提供への対価であり、費用付替えの債権債務は親子会社間のものである。そうであるなら、子会社では、SO費用の期間按分に応じて当該費用を請求された時点で、役務提供は完了しており債務確定したとして損金算入できると整理している。

現行税制の下では、ストック・オプションの行使により生じる経済的利益は原則として給与所得としての課税が行われることとなります。その場合、納税資金捻出のために、取得した株式を直ちに売却せざるを得ず、ストック・オプションの趣旨が活かされないおそれがあるとの指摘がなされてきました。^⑤の措置は、こうした声に応えたものです。

他方、^⑥においては、株式譲渡時の源泉分離課税の適用を認めないこととしています。これは、当該株式の譲渡所得にはオプションの行使時点で課税を行わなかった経済的利益の部分も含まれており、そうした所得にまで源泉分離課税を認めることは公平の観点等から問題があると考えたためです。

SOに係る所得税法の優遇税制が導入された当時は、SO発行法人ではSO費用は資本等取引であり、その損金性に関する議論はなかった。税制適格SOの導入趣旨は、SO制度の普及を促進すべく、一定の要件を満たしたSOに係る権利行使時の給与課税をあらかじめ、課税繰延後に譲渡所得課税を認めたものであり、それとの対応で申告分離課税（源泉分離課税

ではなく）としたものである⁵⁸。そうであるならば、これはあくまで所得税法での政策的な問題⁵⁹である。平成17年の企業会計基準や会社法の改正で、SO発行法人の費用計上が認められたことから、SO被付与者の所得課税における課税繰延等とSO費用の損金性との連動性が検討され、法人税法54条が創設されたのであろうが、もともと所得税法の政策的優遇措置である租税特別措置法29条の2の取扱いに引きずられ、法人税法における損金性を変更する必要があるものであろうか⁶⁰。法人税法ではSOに係る会計、会社法、法人税法の取扱いが統一され、確定決算主義を前提にSO費用を認識し、SO（有価証券）を役務の提供の対価である債権と相殺するという一貫した取扱いが明確になった。そこで、所得税法では、法人税法での取扱いとは分離して、SOに関する課税関係をその政策的に首尾一貫する形で優遇措置を見直すという考え方もありえるのではないか⁶¹。

結語

SO発行法人のSO費用の損金算入に関する規定である法人税法54条は、SO被付与者の所得税課税に連動して、その損金性が影響され

⁵⁸ SO発行費用計上義務化後は、税制適格SOが減少し、税制非適格SO（役員退職金の代替としての1円SOや有償SOなど）が増加してきている（村松郁夫「わが国におけるストックオプションの権利行使状況」彦根論叢395号（2013）130-133頁参照）。なお、米国では税制非適格SOが約80%である（関口・前掲注(3)176頁参照）。このような実態を踏まえれば、税制適格SOに関する所得税法での優遇措置やそれに課税関係を連動させた法税54条の妥当性に疑問も出てくるかもしれない。

⁵⁹ 行使時課税を繰り延べる措置は、その後の改正も含めインセンティブ報酬を優遇するものと整理

させている（増井・前掲注(2)106-109頁参照）。

⁶⁰ 原省三「法人税法と商法、企業会計の相互関係と今後調整すべき課題について」税大論叢51号（2006）501頁では、「……ストック・オプションを役務の提供の対価として損金性を認識したのであれば、被付与者である個人の取扱いの如何にかかわらず、すべての役務提供に係る費用の額を損金の額に算入すべきであり、また、被付与者の役務の提供に係る費用の額は、その役務の提供を受けた事業年度の損金の額に算入すべきであると考えらる。」との意見もある。

る規定になっている。本稿では、法人税法におけるSO費用の損金性が所得税法の課税関係に連動することの理論的な合理性や政策的な妥当性を検討した。

理論的には、所得税法では、包括所得概念をベースに、超過累進税率により課税するものであり、法人税法では、継続企業を前提にその所得に定率で課税するものであり、両者はもともと別々の法体系である。法人税法では、役務の提供の対価としてSOを付与する場合は、その対価としてSOが適正な金額（SO付与時の公正な評価額）ならば、その役務提供を受けた事業年度に損金の額に算入するのが合理的である。法人税法22条に対して、所得税法でのSO被付与者の課税時期に連動して、別段の定めである法人税法54条を置く理論的な必然性はない。

所得税法におけるSO課税の優遇措置と法人税法でのSO費用の損金算入とを総合的に考慮して、SO発行法人のSO費用が法人税法で先に損金算入され、当該SO被付与者に関する所得税法での課税が遅れることをある種の課税繰延として、その課税繰延防止規定として現行法人税法54条を政策的な規定として捉えることもできよう。しかし、本稿で検討したように、SOに関して、法人税法の「損金の額」と所得税法での「収入金額」とに連動性がないことやSO発行法人がその子会社の

従業員にSOを付与し、当該子会社へその費用付替えを行う場合などを想定すれば、政策的にも法人税法における損金性と所得税法の課税とをリンクさせることの妥当性には問題がある。また、SO被付与者のステイタス（居住者か非居住者）や権利行使の仕方など所得税での課税関係で、法人税法におけるSO発行法人のSO費用の損金性が左右されることには妥当性があるとは考えられない。

以上から、所得税法の課税関係に連動して、法人税法の損金性を規定する法人税法54条は、その理論的な合理性や政策的な妥当性には疑問がある。SOに関して法人税法は法人税法独自でその損金性を判断すべきではなからうか。たとえば、SO費用は確定決算主義を前提とすれば法人税法22条を根拠に、役務の提供の対価であるSO付与時のSOの公正な評価額を、その勤務期間で損金計上されるべきで、法人税法54条は不要とするものである。また、法人税法上はSOに関して、役務の提供の対価としての性格が不明確などとして、SO被付与者の所得税法の課税に関わらず、法人税法で別段の定めを規定し、SO費用はすべてを損金不算入することもあり得よう。いずれにしても、SO費用に関して、当該SO被付与者の所得税課税にかかわらず、法人税法独自でその損金性を判断すべきである。そして、SO被付与者の所得税法での課税繰延等が問題

(6) たとえば、SO発行法人がSO費用を損金算入できることを考慮し、税制適格SOの場合におけるSO被付与者の給与所得課税を免除ではなく（譲渡所得課税）、分離課税等での税負担を軽減する規定に改めるなどが考えられよう。なお、法人税法と所得税法との連動性を維持するなら、法54条をなくし、法人税法では確定決算主義を前提にSO費用を法22条で損金の額に算入し、SO被付与者の

所得税法における課税をSO付与時のSO時価を給与所得等の収入とし（時価の客観的把握可能性が改善されていることや納税猶予等を考慮）、SO権利行使時はすでに取得しているSO金額に追加の払込額を加えた金額で取得したことになり、その株式を譲渡時に譲渡所得課税がなされるというように（税制適格SOの場合、別途優遇策を検討）、現行の所得税法を変えることも考えられよう。

なら、所得税法での課税を見直すことで対応すべきであろう。

なお、本稿では法人税法54条の問題点とその解決の方向性を指摘したが、具体的な法人税法や所得税法を含めた改正内容の提示や、

一般論として法人税法と所得税法との連動性に関して、法人税法の確定決算主義も含めて現時点で再考する必要性の検討などが、今後の課題である。